

日本電気協会 原子力規格委員会規約

(委員会規約, 分科会規約, 委員会タスクグループ規約, 分科会タスクグループ規約)

2026年4月23日
一般社団法人 日本電気協会
原子力規格委員会

委員会、分科会、タスクグループ規約 改定来歴

制・改定	日付	主な内容
制定	H12.11.16 H13.4.9	委員会規約制定日 分科会規約, 委員会タスクグループ規約, 分科会タスクグループ規約制定日
一部改定	H14.7.18	分科会規約 ・第 11 条に「幹事会」を追加。また, 13 条として「検討会」を追加し, それぞれ公開とした。
一部改定	H15.6.20	委員会規約, 分科会規約 ・書面投票における 2 週間の期限付き再投票を追加, ・委員の任期満了に伴い, 本人意思継続をもって委員会に諮る記載を追加, ・分科会においても委員会同様, 規格案に対する決議は書面投票にて実施 委員会タスクグループ規約, 分科会タスクグループ規約 ・第6条(委員の代理者):委員会, 分科会と同様に, 委員会タスク・分科会タスクにも委員の代理者を認めることを明記した。
一部改定	H19.12.12	委員会規約 ・第 2 条(委員会の活動)に“活動の基本方針を別に定め”を追記
一部改定	H20.10.7	委員会規約, 分科会規約 ・記載の適切化(・・決議とする。→・・可決とする。) ・同上(・・提案の内容に編集上の修正を除く変更を行う場合は, ・・)
一部改定	H21.3.3	委員会規約, 分科会規約 ・委員会規約第 14 条(決議)3 二, 分科会規約第 12 条(決議)3 二の規定内容の明確化及び運営規約細則との整合化 委員会タスクグループ規約, 分科会タスクグループ規約 ・第 9 条(決議):記載の適切化(決議→可決)
一部改定	H22.3.25	委員会規約, 分科会規約 ・委員会委員及び分科会委員の再任制限撤廃 ・分科会規約第 6 条(委員の選任・退任・解任及び任期)に, 任期満了時の継続候補者の付議規定を追加
一部改定	H24.3.14	・改定来歴・表紙・目次を追加
一部改定	H24.4.4	委員会規約第 15 条(公衆審査)2 項 ・編集上の修正を超える「公衆審査意見対応」を行う場合の手順の明確化のために一部追記(・・ただし, 編集上の修正を除く内容変更のない限り, この審議結果に対する <u>再度</u> の意見募集は行わない。)
一部改定	H25.4.1	・日本電気協会の一般社団法人移行(H25.4.1 付)に伴う名称変更 社団法人 日本電気協会→一般社団法人 日本電気協会
一部改定	H27.2.20	委員会規約 ・委員会規約第 2 条(委員会の活動)1 一のニから解説を削除し, 技術資料を追加 委員会規約, 分科会規約 ・分科会委員について, 一つの業種に属する委員が過半数を超えないから, 5 業種以上で構成され, 八学識経験者を除き3分の1を超えない, へ修正
一部改定	H28.10.18	委員会規約 ・第 2 条(委員会の活動)1 一のニの技術資料の公開方法を, 「発行」から「公表又は発行」に変更
一部改定	H29.7.11	委員会規約 ・第8条(委員の代理者)第1項に「ただし, 第14条に定める書面投票による決議には参加できない。」を追加 ・第10条(委員会の開催)第5項として「委員長は, 必要と認める時は, 書面

		<p>審議を行うことができる。ただし、第14条で定める書面投票が必要な議案については、書面審議で行うことはできない。」を追加</p> <p>分科会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(委員の代理者)第1項に「ただし、第12条に定める書面投票による決議には参加できない。」を追加 ・第9条(分科会の開催)第4項として、「分科会長は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。ただし、第12条で定める書面投票が必要な議案については、書面審議で行うことはできない。」を追加 ・第13条(検討会)第16項として、「主査は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。」を追加 <p>委員会 タスクグループ規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(タスクグループの開催)第4項として、「主査は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。」を追加 <p>分科会 タスクグループ規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(タスクグループの開催)第4項として、「主査は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。」を追加
一部改定	H29.10.24	<p>分科会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条(分科会長)第4項に「分科会を開催し、」を追加
一部改定	H31.1.23	<p>委員会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条(規約の改定及び廃止)に、「ただし、誤記の訂正のみの改定を行う場合については、別に定める手順で行うことができる。」を追加 <p>分科会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第14条(規約の改定及び廃止)に、「ただし、誤記の訂正のみの改定を行う場合については、別に定める手順で行うことができる。」を追加 <p>委員会タスクグループ規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条(規約の改定及び廃止)に、「ただし、誤記の訂正のみの改定を行う場合については、別に定める手順で行うことができる。」を追加 <p>分科会タスクグループ規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6条(委員の代理者)の誤記修正(「委員長」→「分科会長」) ・第10条(規約の改定及び廃止)に、「ただし、誤記の訂正のみの改定を行う場合については、別に定める手順で行うことができる。」を追加
一部改定	2019.7.9	<p>委員会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オブザーバから議案説明者を分離・明確化するため、第10条(委員会の開催)の第3項及び第4項を修正 <p>分科会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オブザーバから議案説明者を分離・明確化するため、第9条(分科会の開催)の第2項及び第3項、第13条(検討会)の第10項、第11項を修正 <p>委員会タスクグループ規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オブザーバから議案説明者を分離・明確化するため、第7条(タスクグループの開催)の第2項及び第3項を修正 <p>分科会タスクグループ規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オブザーバから議案説明者を分離・明確化するため、第7条(タスクグループの開催)の第2項及び第3項を修正
一部改定	2021.1.15	<p>委員会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条(委員会の活動)において、日本電気技術規格委員会の記述を削除
一部改定	2025.7.10	<p>委員会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第14条(決議)の第2項について挙手の代替で情報通信機器による決議を追加、第3項について運用の明確化、記載の適正化による修正、第5項について細則との関連を追加 <p>分科会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条(決議)の第2項について挙手の代替で情報通信機器による決議を

		<p>追加, 第3項について運用の明確化, 記載の適正化による修正, 第5項について細則との関連を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13条(検討会)の第15項について挙手の代替で情報通信機器による決議を追加 <p>委員会タスクグループ規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(決議)の第1項について挙手の代替で情報通信機器による決議を追加 <p>分科会タスクグループ規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(決議)の第1項について挙手の代替で情報通信機器による決議を追加
一部改定	2026.4.23	<p>委員会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条(委員会の活動)の第1項 一 ハについて規格の見直し期間について柔軟性を持たせた形に修正 ・第3条(委員会の構成)の第2項について委員の急な退任があった際の運用を追加 ・第6条(委員の選任・退任・解任及び任期)の第7項 三について貢献度評価の頻度の記載を削除 <p>分科会規約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条(分科会の構成)の第1項について委員の急な退任があった際の運用を追加 ・第6条(委員の選任・退任・解任及び任期)の第8項 三について貢献度評価の頻度の記載を削除 ・第9条(分科会の開催)の第2項について分科会の開催案内の発出時期について柔軟性を持たせた形に修正 ・第13条(検討会)の第10項について検討会の開催案内の発出時期について柔軟性を持たせた形に修正

目次

日本電気協会 原子力規格委員会 規約	1
第1条（目的）	1
第2条（委員会の活動）	1
第3条（委員会の構成）	1
第4条（委員長）	2
第5条（副委員長及び幹事）	2
第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）	2
第7条（フェロー）	3
第8条（委員の代理人）	3
第9条（常時参加者）	3
第10条（委員会の開催）	3
第11条（会議）	4
第12条（分科会及びタスクグループ）	4
第13条（幹事会）	4
第14条（決議）	5
第15条（公衆審査）	6
第16条（運営費）	6
第17条（事業年度）	6
第18条（事務局）	6
第19条（規約の改定及び廃止）	6
附則	6
原子力規格委員会 分科会規約	8
第1条（目的）	8
第2条（分科会の活動）	8
第3条（分科会の構成）	8
第4条（分科会長）	8
第5条（副分科会長及び幹事）	9
第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）	9
第7条（委員の代理人）	9
第8条（常時参加者）	10
第9条（分科会の開催）	10
第10条（会議）	10
第11条（幹事会及びタスクグループ）	10
第12条（決議）	10
第13条（検討会）	11

第14条（規約の改定及び廃止）	13
附則.....	13
原子力規格委員会 タスクグループ規約.....	14
第1条（目的）	14
第2条（タスクグループの活動）	14
第3条（タスクグループの構成）	14
第4条（主査）	14
第5条（委員の選任・退任・解任及び任期）	14
第6条（委員の代理者）	15
第7条（タスクグループの開催）	15
第8条（会議）	15
第9条（決議）	15
第10条（規約の改定及び廃止）	15
附則.....	15
分科会 タスクグループ規約.....	16
第1条（目的）	16
第2条（タスクグループの活動）	16
第3条（タスクグループの構成）	16
第4条（主査）	16
第5条（委員の選任・退任・解任及び任期）	16
第6条（委員の代理者）	17
第7条（タスクグループの開催）	17
第8条（会議）	17
第9条（決議）	17
第10条（規約の改定及び廃止）	17
附則.....	17

制定日 2000年11月16日
15次改定 2026年 4月23日

日本電気協会 原子力規格委員会 規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、原子力発電関係電気工作物の保安及びこれに関する公衆の安全に係る規格（以下、「規格」という。）の整備と高度化を推進する目的で一般社団法人日本電気協会に設置される原子力規格委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

第2条（委員会の活動）

- 1 委員会は、前条の目的を達成するため、活動の基本方針を別に定め、次の各号に掲げる活動を行うものとする。
 - 一 規格制定に係る活動
 - イ 規格制定に関する基本事項を策定すること。
 - ロ イの基本事項に従って規格の制定、改定、廃止を行うこと。
 - ハ 規格の改定、廃止の可否を毎年審議し、決定すること。ただし、各規格は5年毎を目安に全面的な見直しを行うこと。
 - ニ 規格の質疑応答集を作成し発行、及び技術資料を必要に応じて作成し公表又は発行すること。
 - ホ 規格と関連する海外及び国内の規格・基準との整合性を調査・検討すること。
 - 二 対外的活動
 - イ 規格の制定が社会に与える影響等を調査・検討すること。
 - ロ 他の規格制定団体との間で活動の調整を行うこと。
 - ハ 規格に関係する行政組織等に委員会の活動を説明すること。
 - ニ 一般公衆に民間規格の重要性や委員会の基本方針を説明し、理解を求めること。
 - 三 組織の整備に関する活動
 - イ 規格の制定、改定、廃止の原案を作成させる分科会を設置すること。
 - ロ 委員会の運営を円滑に行うために、特定の議題の論点整理を行わせるタスクグループを設置すること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、委員会が目的を達成するために適当と判断した活動。

第3条（委員会の構成）

- 1 委員会は25名を超えない委員をもって構成する。
- 2 委員は次に掲げる業種のうちいずれかに分類される組織に所属するものとし、委員会はこのうち5業種以上の業種の委員から構成され、同一業種の委員は委員総数の3分の1を超えないものとする。ただし、委員の組織の業種が複数の業種にまたがるときは主業種に

分類するものとする。

なお、不測の事由での委員の急な退任による一時的な逸脱は許容することとし、委員の退任から半年以内を目途に是正するものとする。

- | | |
|--------------|---------|
| 一 電気機械器具製造業 | 六 保険業 |
| 二 電力事業 | 七 関係官庁 |
| 三 建設業 | 八 学識経験者 |
| 四 鉄鋼・非鉄金属製造業 | 九 非営利団体 |
| 五 学術研究機関 | 十 その他 |

3 分科会長は第1項及び第2項の規定にかかわらず委員となる。

第4条（委員長）

- 1 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、委員の5分の4以上が出席する委員会において、委員の互選によって委員のうちから選任する。
- 4 委員長を選出するときは委員の推薦する委員長候補者について単記無記名投票を行い、過半数を得た候補者を委員長に選任する。過半数を得た候補者がいなかった場合、上位得票者の2名について再び投票を行い、多数を得た候補者を委員長に選任する。得票が同数の場合は抽選による。委員長の委嘱は一般社団法人日本電気協会会長が行う。
- 5 委員長の任期は委員の任期の間とする。ただし、4回を超えない範囲で再任されることができる。なお、委員長は、委員長の任期が満了した場合においても新たに委員長が委嘱されるまでは、引き続き在任する。

第5条（副委員長及び幹事）

- 1 委員会に副委員長1名と幹事1名を置く。
- 2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。副委員長の任期は委員長の任期に準ずる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に故障ある場合において委員長を代行する。
- 3 幹事は、委員長が副委員長と協議して委員の中から指名する。幹事の任期は委員長の任期に準ずる。幹事は、委員長、副委員長を補佐し、委員長、副委員長がともに故障ある場合において委員長を代行する。

第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）

- 1 委員は、委員会の承認を得て委員長が委嘱する。
- 2 委員は、委員会の目的に関連する技術及び管理に関する職務の経験を有し、委員会の活動に参加することができる者を委員候補として委員長に推薦することができる。委員長は委員候補の推薦があった場合、その採否を速やかに委員会に付議しなければならない。
- 3 一般社団法人日本電気協会の会員企業の職員でない者又は日本国籍を有しない者も委員に就任することができる。

- 4 委員は任期中であっても本人の意思により退任することができる。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 委員は前号に掲げる任期満了となる日の原則1ヶ月前までに委員を継続するか否かを委員長に申し出なければならない。また、委員は転職、退職等により業種に変更が生じた場合には、委員を継続するか否かを含めてその旨を委員長に申し出なければならない。委員を継続する旨の申し出があった場合、委員長はその採否を速やかに委員会に付議しなければならない。
- 7 委員会は、審議の結果、委員が次の各号に該当すると認める場合においては、これを解任できる。ただし、当該委員にはこの審議に際して反論の機会が与えられなければならない。
 - 一 委員会活動の中立性、公正性、公開性に著しく反する行為を行った場合。
 - 二 委員会活動に著しい損害を与えた場合。
 - 三 委員会が行う委員会活動への貢献度の評価で貢献度が低いと判定され、しかもその後においても改善が見られない場合。

第7条（フェロー）

- 1 委員会は、退任した委員長経験者及び5年以上の委員経験者のうち委員会活動に大きく貢献した者をフェロー候補にすることができる。
- 2 フェローを選任するときは、前項の条件を満たす者について、委員3名以上の推薦に基づき投票を行い、委員の5分の4以上が投票し、9割を超える賛成を得た場合に、これを任命する。
- 3 フェローの任命は一般社団法人日本電気協会会長が行う。
- 4 フェローは第14条の決議には参加しないことを除き、委員と同じ権利を有する。

第8条（委員の代理者）

- 1 委員はやむを得ず委員会を欠席する場合、同一業種の者を代理者として指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。ただし、第14条に定める書面投票による決議には参加できない。なお、代理者が委員会に出席する場合は、委員長の承認を必要とする。ただし、代理者が継続して委員会に出席する場合は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

第9条（常時参加者）

- 1 委員会に常時出席を希望する者は、あらかじめ委員会に申し出て、常時参加者として承認を得なければならない。常時参加者は委員会に出席できるが、第14条の決議には参加できない。

第10条（委員会の開催）

- 1 委員会は原則として年4回開催する。

- 2 委員長は、審議事項とその内容に応じて、臨時に委員会を開催することができる。
- 3 委員長は、委員会の開催に当たっては、開催日時、会場、議題を1ヶ月以上前に委員、フェロー、常時参加者及び各議題の説明者に連絡し、公開する。また、必要に応じて説明資料を事前に配布する。
- 4 委員長は、委員、フェロー、常時参加者及び各議題の説明者以外の者がオブザーバとして参加を求めた場合、これを認める。
- 5 委員長は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。ただし、第14条で定める書面投票が必要な議案については、書面審議で行うことはできない。

第11条（会議）

- 1 委員会は委員長が招集する。委員会は委員総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開けない。
- 2 委員会は公開とする。ただし、委員長は、委員の解任等人事に関する議案の審議で公開することが適当でない判断した場合、当該議案の審議の間に限って非公開とすることができる。
- 3 委員長はオブザーバから意見を述べたいとの申し出を受けた場合、委員会の運営に支障のない限り、これを認めることができる。
- 4 委員会は議事録を作成しなければならない。議事録は、審議の経過を追跡可能な様式で記録し、求めに応じてすみやかに公表できるように保管しなければならない。

第12条（分科会及びタスクグループ）

- 1 委員会は、規格の制定、改定、廃止の原案を作成するため、必要に応じて、分科会を設置することができる。
- 2 委員会は、分科会の上申する規格の制定、改定、廃止の原案及び分科会の人事や組織並びに分科会が委員会に審議を求めた事項を速やかに審議し、必要に応じて決議しなければならない。また、必要に応じて分科会に対して助言を行い、若しくは分科会を改組し、廃止するものとする。
- 3 分科会は5業種以上の業種の委員から構成され、分科会委員は八 学識経験者を除き一つの業種に属する委員が3分の1を超えない範囲で、委員会委員、分科会委員の推薦に基づき、委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。分科会委員の任期は、第6条第5項に定める委員会委員の任期を準用することで2年とする。ただし、再任されることができる。
- 4 委員会は、委員会運営を円滑に行うため、必要に応じて、特定議題の論点整備を行うタスクグループを設置することができる。
- 5 分科会とタスクグループの運営に関する事項の詳細は別に定める。

第13条（幹事会）

- 1 委員会に、財務、総務、人事に関する事項を提案する幹事会を置く。
- 2 幹事会は、委員長、副委員長、幹事及び委員長が選任した委員で構成する。

第14条（決議）

- 1 委員長は委員会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の過半数の賛成を得て行う。
- 2 決議は投票又は挙手による。また、挙手の代替として情報通信機器の機能を利用して決議をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる議案の決議は、委員の5分の4以上による書面投票によらなければならない。

 - 一 分科会の上申する規格の制定、改定、及び廃止の各原案
 - 二 分科会の設置、改組及び廃止
 - 三 その他、委員会が書面投票によることを可決したもの
- 3 書面投票は次の手順による。
 - 一 委員は委員長が発送した投票用紙で、議案に対する賛成、反対する理由を明らかにしての反対（以下では「反対意見付反対」という）、理由を明らかにしての保留（以下では「意見付保留」という）のいずれかの投票を、発送の日から30日以内に行うものとする。ただし、委員会の決議を得てこれを60日までの期間にすることができる。議案は反対意見付反対がなく、賛成票が投票数の3分の2以上であるとき、これを可決とする。
 - 二 反対意見付反対があった場合、委員長は反対意見を委員全員及び提案者に送付し、委員全員に投票期間内に投票内容を変える機会を与える。また、提案者は反対意見への対応について委員長を通じて委員全員へ送付し、反対意見者に対しては、反対意見付反対を取り下げかどうかについて問い合わせる。この結果、反対意見付反対が取り下げられ、賛成票が投票総数の3分の2以上であるとき、当該議案は可決とする。
 - 三 第一号及び前号により議案が可決された後の意見対応の結果修正された議案について、これが編集上の修正を超えると判断される場合、及び前号によって反対意見付反対が変更されない場合、委員長は委員会を開催してこの議案の審議を再開するものとする。

ただし、取り下げられた反対意見への対応の場合に限り、委員長は委員全員に変更案を通知し、委員会の審議を行わずに2週間の期間で書面投票を行うことができる。（以下では「再投票」という）
 - 四 前号における再審議の結果、あるいは再投票により委員会がこの議案あるいはその修正案を再び決議するときは、この書面投票は第一号の手続きにより行う。

ただし、委員長の判断により、可決条件を投票総数の3分の2以上の賛成の条件のみとすることができる。可決条件は書面投票開始前に決定する。
 - 五 委員長は、第一号及び第四号ただし書きの投票結果を書面で全委員に速やかに通知するものとする。
- 4 挙手による決議を行う場合、出席委員の5分の4以上の賛成により、これを可決とする。
- 5 決議に関する事項の詳細については別に定める。

第15条（公衆審査）

- 1 委員会は、規格の制定、改定、あるいは廃止を行う議案を決議した場合、決議の日から3ヵ月以内に文書等によりその内容を公表し、一般公衆の意見募集を行わなければならない。この期間は内容を公表した日から起算して2ヵ月間とする。
- 2 一般公衆から意見があった場合、委員会は当該意見を審議し、必要に応じて議案の修正案を決議し、その結果を文書等により公表し、意見提出者にこれを連絡しなければならない。ただし、編集上の修正を除く内容変更のない限り、この審議結果に対する再度の意見募集は行わない。

第16条（運営費）

- 1 委員会の運営に必要な経費は原則として一般社団法人日本電気協会が関係団体等の協力を得てその調達に努め、これに充てるものとする。
- 2 委員会の運営に係る会計処理は、一般社団法人日本電気協会として行うこととし、関係団体等に開示することができるものとする。

第17条（事業年度）

- 1 委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第18条（事務局）

- 1 委員会運営に関する事務は、一般社団法人日本電気協会において行う。

第19条（規約の改定及び廃止）

- 1 本規約の改定及び廃止は、委員会で審議の上、第14条に定める書面投票により決議しなければならない。ただし、誤記の訂正のみの改定を行う場合については、別に定める手順で行うことができる。

附則

- 附則1 本規約は、原子力専門部会規約の改定規約であり、「原子力専門部会」から「原子力規格委員会」への組織名称変更を伴い、「原子力規格委員会規約」として制定するものである。
- 附則2 本規約は制定日の翌日から発効する。なお原子力専門部会規約は、本規約の発効をもって廃止する。
- 附則3 第7条（フェロー）第1項に規定するフェロー候補については、本規約発効日から5年間は、同項に規定する「委員長経験者及び5年以上の委員経験者」の解釈適用について、従前の電気技術基準調査委員会原子力専門委員会委員及び日本電気技術規格委員会原子力専門部会委員としての任期を通算して適用することができるものとする。

附則 4

- 一 第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）第5項に規定する委員の再任に当たっては、再任日は本規約発効日の次年度の4月1日を起点として、2年間の委員任期毎に算定した日とする。
- 二 委員再任の起算日以外の日新たに就任する委員にあつては、その任期は、次々回の委員再任日の前日までを一任期とする。

制定日 2001年 4月 9日
13次改定 2026年 4月23日

原子力規格委員会 分科会規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、原子力規格委員会（以下、「委員会」と記す。）規約第12条（分科会及びタスクグループ）第5項に定める分科会の運営に関する事項の詳細を定める。

第2条（分科会の活動）

- 1 分科会は、委員会規約第2条（委員会の活動）第三号イに基づき設置され、次の各号に掲げる活動を行うものとする。
 - 一 委員会規約第2条（委員会の活動）に従い、規格の分科会原案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、分科会が目的を達成するために適当と判断した活動。

第3条（分科会の構成）

- 1 分科会委員（以下、「委員」と記す。）は次に掲げる業種のうちいずれかに分類される組織に所属するものとし、分科会はこのうち5業種以上の業種の委員から構成され、八 学識経験者を除き一つの業種に属する委員が3分の1を超えない範囲で構成されるものとする。

なお、不測の事由での委員の急な退任による一時的な逸脱は許容することとし、委員の退任から半年以内を目途に是正するものとする。

- | | |
|--------------|---------|
| 一 電気機械器具製造業 | 六 保険業 |
| 二 電力事業 | 七 関係官庁 |
| 三 建設業 | 八 学識経験者 |
| 四 鉄鋼・非鉄金属製造業 | 九 非営利団体 |
| 五 学術研究機関 | 十 その他 |

第4条（分科会長）

- 1 分科会に分科会長を置く。
- 2 分科会長は会務を総理し、分科会の議長となるとともに、委員会へ規格原案の説明を行う。
- 3 分科会長は、委員会と分科会間の円滑な運営に努める。
- 4 分科会長を選出するときは、分科会を開催し、委員の推薦する分科会長候補者について単記無記名投票を行い、過半数を得た候補者を分科会長に選任する。過半数を得た候補者がいなかった場合、上位得票者の2名について再び投票を行い、多数を得た候補者を分科会長に選任する。得票が同数の場合は抽選による。分科会長の委嘱は委員長が行う。
- 5 分科会長の任期は、第6条第5項に定めるように2年とする。ただし、4回を超えない

範囲で再任されることができる。なお、分科会長は、分科会長の任期が満了した場合においても新たに分科会長が委嘱されるまでは、引き続き在任する。

第5条（副分科会長及び幹事）

- 1 分科会に幹事1名を置く。また必要に応じ、副分科会長を置くことができる。
- 2 副分科会長は、委員の中から分科会長が指名する。副分科会長の任期は分科会長の任期に準ずる。副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に故障ある場合において分科会長を代行する。
- 3 幹事は、分科会長が委員の中から指名する。幹事の任期は分科会長の任期に準ずる。幹事は、分科会長、副分科会長を補佐し、分科会長、副分科会長がともに故障ある場合において分科会長を代行する。

第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）

- 1 委員は、委員会の承認を得て委員長が委嘱する。
- 2 委員は、規格原案作成に必要な専門性と経験を有し、分科会の活動に参加することができる者を委員候補として委員会に推薦することができる。
- 3 一般社団法人日本電気協会の会員企業の職員でない者又は日本国籍を有しない者も委員に就任することができる。
- 4 委員は任期中であっても本人の意思により退任することができる。
- 5 委員の任期は、委員会規約第12条（分科会及びタスクグループ）第3項に定めるように2年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 委員は前号に掲げる任期満了となる日の原則1ヶ月前にまでに委員を継続するか否かを委員長に申し出なければならない。委員を継続する旨の申し出があった場合、委員長はその採否を速やかに委員会に付議しなければならない。
- 7 委員は転職、退職等により業種に変更が生じた場合には、委員を継続するか否かを含めてその旨を委員長に申し出なければならない。委員を継続する旨の申し出があった場合、委員長はその採否を速やかに委員会に付議しなければならない。
- 8 分科会は、委員が次の各号に該当すると認める場合においては、分科会の決議に基づき、当該委員の解任を委員会へ申し出ることができる。ただし、当該委員にはこの審議に際して反論の機会が与えられなければならない。
 - 一 分科会活動の中立性、公正性、公開性に著しく反する行為を行った場合。
 - 二 分科会活動に著しい損害を与えた場合。
 - 三 分科会が行う分科会活動への貢献度の評価で貢献度が低いと判定され、しかもその後においても改善が見られない場合。

第7条（委員の代理者）

- 1 委員はやむを得ず分科会を欠席する場合、同一業種の者を代理者として指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。ただし、第12条に定める書面投票による決

議には参加できない。なお、代理者が分科会に出席する場合は、分科会長の承認を必要とする。ただし、代理者が継続して分科会に出席する場合は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

第8条（常時参加者）

- 1 分科会に常時出席を希望する者は、あらかじめ分科会に申し出て、常時参加者として承認を得なければならない。常時参加者は分科会に出席できるが、第12条の決議には参加できない。

第9条（分科会の開催）

- 1 分科会は審議事項とその内容に応じ、随時に開催する。
- 2 分科会長は、分科会の開催に当たっては、開催日時、会場、議題を原則として1ヶ月以上前に委員、常時参加者及び各議題の説明者に連絡し、公開する。また、必要に応じて説明資料を事前に配布する。
- 3 分科会長は、委員、常時参加者及び各議題の説明者以外の者がオブザーバとして参加を求めた場合、これを認める。
- 4 分科会長は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。ただし、第12条で定める書面投票が必要な議案については、書面審議で行うことはできない。

第10条（会議）

- 1 分科会は分科会長が招集する。分科会は委員総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開けない。
- 2 分科会は公開とする。ただし、分科会長は、委員の解任等人事に関する議案の審議で公開することが適当でないと判断した場合、当該議案の審議の間に限って非公開とすることができる。
- 3 分科会長はオブザーバから意見を述べたいとの申し出を受けた場合、分科会の運営に支障のない限り、これを認めることができる。
- 4 分科会は議事録を作成しなければならない。議事録は、審議の経過を追跡可能な様式で記録し、求めに応じてすみやかに公表できるように保管しなければならない。

第11条（幹事会及びタスクグループ）

- 1 分科会に、総務、人事に関する事項を提案する幹事会を置く。
- 2 分科会は、分科会運営を円滑に行うため、必要に応じて、特定議題の論点整備を行うタスクグループを設置することができる。タスクグループの委員、及び主査は分科会長が任命する。

第12条（決議）

- 1 分科会長は分科会において議案の決議を行う場合、十分な意見交換が行われたことを確

認し、出席委員の過半数の賛成を得て行う。

2 決議は投票又は挙手による。また、挙手の代替として情報通信機器の機能を利用して決議をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる議案の決議は、委員の5分の4以上による書面投票によらなければならない。

- 一 規格の制定、改定、及び廃止の各原案
- 二 その他、分科会が書面投票によることを可決したもの

3 書面投票は次の手順による。

一 委員は分科会長が発送した投票用紙で、議案に対する賛成、反対する理由を明らかにしての反対（以下では「反対意見付反対」という）、理由を明らかにしての保留（以下では「意見付保留」という）のいずれかの投票を、発送の日から30日以内に行うものとする。ただし、分科会の決議を得てこれを60日までの期間にすることができる。議案は反対意見付反対がなく、賛成票が投票数の3分の2以上であるとき、これを可決とする。

二 反対意見付反対があった場合、分科会長は反対意見を委員全員及び提案者に送付し、委員全員に投票期間内に投票内容を変える機会を与える。また、提案者は反対意見への対応について分科会長を通じて委員全員へ送付し、反対意見者に対しては、反対意見付反対を取り下げかどうかについて問い合わせる。この結果、反対意見付反対が取り下げられ、賛成票が投票総数の3分の2以上であるとき、当該議案は可決とする。

三 第一号及び前号により議案が可決された後の意見対応の結果修正された議案について、これが編集上の修正を超えると判断される場合、及び前号によって反対意見付反対が変更されない場合、分科会長は分科会を開催してこの議案の審議を再開するものとする。

ただし、取り下げられた反対意見への対応の場合に限り、分科会長は委員全員に変更案を通知し、分科会の審議を行わずに2週間の期間で書面投票を行うことができる。（以下では「再投票」という）

四 前号における再審議の結果、あるいは再投票により分科会がこの議案あるいはその修正案を再び決議するときは、この書面投票は第一号の手続きにより行う。

ただし、分科会長の判断により、可決条件を投票総数の3分の2以上の賛成の条件のみとすることができる。可決条件は書面投票開始前に決定する。

五 分科会長は、第一号及び第四号ただし書きの投票結果を書面で全委員に速やかに通知するものとする。

4 挙手による決議を行う場合、出席委員の5分の4以上の賛成により、これを可決とする。

5 決議に関する事項の詳細については別に定める。

第13条（検討会）

1 分科会は、必要に応じて、検討会を設置、改組、廃止することができる。

検討会は、分科会の方針に沿って、規格の制定・改定・廃止の審議を行ない、検討会原案を作成する。

- 2 検討会は主査1名及び検討会委員で構成する。また、必要に応じ、副主査を置くことができる。副主査は、検討会委員の中から主査が指名する。副主査は、主査を補佐し、主査に故障がある場合において主査を代行する。
- 3 主査は、検討会委員の互選によって検討会委員のうちから選任され、会務を総理し、検討会の議長となる。主査の任期は、第4条5項に定めるように2年とし、4回を超えない範囲で再任されることができる分科会長の規定を準用する。
- 4 検討会委員は、分科会委員又は検討会委員が推薦し、分科会の承認を経て分科会長が委嘱する。
- 5 検討会委員は本人の意思により退任することができる。
- 6 検討会は、検討会委員が次の各号に該当すると認める場合においては、検討会の決議に基づき、当該検討会委員の解任を分科会へ申し出ることができる。ただし、当該検討会委員にはこの審議に際して反論の機会が与えられなければならない。
 - 一 検討会活動の中立性、公正性に著しく反する行為を行った場合。
 - 二 検討会活動に著しい損害を与えた場合。
 - 三 検討会が行う検討会活動への貢献度の評価で貢献度が低いと判定され、しかもその後においても改善が見られない場合。
- 7 検討会委員はやむをえず検討会を欠席する場合は代理者を指名することができる。代理者は検討会委員と同じ権利を有する。なお、代理者が検討会に出席する場合は、検討会主査の承認を必要とする。ただし、代理者が継続して検討会に参加する場合は分科会の承認を必要とする。
- 8 検討会の常時出席を希望するものは、あらかじめ検討会に申し出て、常時参加者として承認を得なければならない。常時参加者は検討会に出席できるが、第13条15項の決議には参加できない。
- 9 検討会は主査が必要に応じ召集し、随時開催する。
- 10 主査は、検討会の開催に当たっては、開催日時、会場、議題を原則として1週間以上前に検討会委員及び各議題の説明者に連絡し、公開する。また、必要に応じて説明資料を事前に配布する。
- 11 主査は、検討会委員、常時参加者及び各議題の説明者以外の者がオブザーバとして参加を求めた場合、これを認める。
- 12 検討会は公開とする。ただし、主査は、検討会委員の解任等人事に関する議案の審議で公開することが適当でないと判断した場合、当該議案の審議の間に限って非公開とすることができる。
- 13 主査はオブザーバから意見を述べたいとの申し出を受けた場合、検討会の運営に支障のない限り、これを認めることができる。
- 14 検討会は議事録を作成しなければならない。議事録は、審議の経過を追跡可能な様式で記録し、求めに応じてすみやかに公表できるように保管しなければならない。
- 15 議案は、委員の3分の2以上が出席する会議において、挙手による決議を行い、出席委員の5分の4以上の賛成により、これを可決とする。また、挙手の代替として情報通信機

器の機能を利用して決議をすることができる。

16 主査は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。

第14条（規約の改定及び廃止）

- 1 本規約の改定及び廃止は、委員会で審議の上、委員会規約第14条（決議）に定める書面投票により決議しなければならない。ただし、誤記の訂正のみの改定を行う場合には、別に定める手順で行うことができる。
- 2 なお分科会の専門性に関わる事項については、分科会において定めることができる。

附則

附則1 本規約は制定日から発効する。

附則2

- 一 第6条（委員の選任・退任・解任及び任期）第5項に規定する委員の再任に当たっては、再任日は委員会規約発行日の次年度の4月1日を起点として、2年間の委員任期毎に算定した日とする。
- 二 委員再任の起算日以外の日新たに就任する委員にあっては、その任期は、次々回の委員再任日の前日までを一任期とする。

制定日 2001年 4月 9日
7次改定 2025年 7月10日

原子力規格委員会 タスクグループ規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、原子力規格委員会（以下、「委員会」と記す。）規約第12条（分科会及びタスクグループ）第5項に定める、タスクグループの運営に関する事項の詳細を定める。

第2条（タスクグループの活動）

- 1 タスクグループは、委員会規約第2条（委員会の活動）第三号ロに基づき設置され、特定議題の論点整備を行うものとする。

第3条（タスクグループの構成）

- 1 タスクグループは主査1名及びタスクグループ委員（以下、「委員」と記す。）で構成する。

第4条（主査）

- 1 タスクグループに主査を置く。
- 2 主査は、会務を総理し、タスクグループの議長となる。
- 3 主査は、委員長が副委員長と協議して任命する。
- 4 主査の任期は、第5条第4項に定めるように、特定議題審議完了までとする委員の規定を準用する。

第5条（委員の選任・退任・解任及び任期）

- 1 委員は、委員長が副委員長と協議して任命する。
- 2 一般社団法人日本電気協会の会員企業の職員でない者又は日本国籍を有しない者も委員に就任することができる。
- 3 委員は任期中であっても本人の意思により退任することができる。
- 4 委員の任期は特定議題審議完了までとする。
- 5 タスクグループは、委員が次の各号に該当すると認める場合においては、タスクグループの決議に基づき、当該委員の解任を委員長へ申し出ることができる。ただし、当該委員にはこの審議に際して反論の機会が与えられなければならない。
 - 一 タスクグループ活動の中立性、公正性に著しく反する行為を行った場合。
 - 二 タスクグループ活動に著しい損害を与えた場合。
 - 三 タスクグループが行うタスクグループ活動への貢献度の評価で貢献度が低いと判定され、しかもその後においても改善が見られない場合。

第6条（委員の代理者）

- 1 委員はやむを得ずタスクグループ活動を欠席する場合、同様な専門知識を有する者を代理者として指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。なお、代理者がタスクグループに出席する場合は、タスクグループ主査の承認を必要とする。ただし、代理者が継続してタスクグループに出席する場合は、あらかじめ委員長の承認を得なければならない。

第7条（タスクグループの開催）

- 1 タスクグループは必要に応じ随時開催する。
- 2 主査は、タスクグループの開催に当たっては、開催日時、会場、議題を1週間以上前に委員及び各議題の説明者に連絡し、公開する。また、必要に応じて説明資料を事前に配布する。
- 3 主査は、委員及び各議題の説明者以外の者がオブザーバとして参加を求めた場合、これを認める。
- 4 主査は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。

第8条（会議）

- 1 タスクグループは主査が招集する。
- 2 タスクグループは公開とする。ただし、主査は、委員の解任等人事に関する議案の審議で公開することが適当でないと判断した場合、当該議案の審議の間に限って非公開とすることができる。
- 3 主査はオブザーバから意見を述べたいとの申し出を受けた場合、タスクグループの運営に支障のない限り、これを認めることができる。
- 4 タスクグループは議事録を作成しなければならない。議事録は、審議の経過を追跡可能な様式で記録し、求めに応じてすみやかに公表できるように保管しなければならない。

第9条（決議）

- 1 議案は、委員の3分の2以上が出席する会議において、挙手による決議を行い、出席委員の5分の4以上の賛成により、これを可決とする。また、挙手の代替として情報通信機器の機能を利用して決議をすることができる。

第10条（規約の改定及び廃止）

- 1 本規約の改定及び廃止は、委員会で審議の上、委員会規約第14条（決議）に定める書面投票により決議しなければならない。ただし、誤記の訂正のみの改定を行う場合については、別に定める手順で行うことができる。

附則

- 附則1 本規約は制定日から発効する。

制定日 2001年 4月 9日
7次改定 2025年 7月10日

分科会 タスクグループ規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、原子力規格委員会分科会規約第11条（タスクグループ）第2項に定める、タスクグループの運営に関する事項の詳細を定める。

第2条（タスクグループの活動）

- 1 タスクグループは、分科会規約第11条（タスクグループ）第2項に基づき設置され、特定議題の論点整備を行うものとする。

第3条（タスクグループの構成）

- 1 タスクグループは主査1名及びタスクグループ委員（以下、「委員」と記す。）で構成する。

第4条（主査）

- 1 タスクグループに主査を置く。
- 2 主査は、会務を総理し、タスクグループの議長となる。
- 3 主査は、分科会長が任命する。
- 4 主査の任期は、第5条第4項に定めるように、特定議題審議完了までとする委員の規定を準用する。

第5条（委員の選任・退任・解任及び任期）

- 1 委員は、分科会長が任命する。
- 2 一般社団法人日本電気協会の会員企業の職員でない者又は日本国籍を有しない者も委員に就任することができる。
- 3 委員は任期中であっても本人の意思により退任することができる。
- 4 委員の任期は特定議題審議完了までとする。
- 5 タスクグループは、委員が次の各号に該当すると認める場合においては、タスクグループの決議に基づき、当該委員の解任を分科会長へ申し出ることができる。ただし、当該委員にはこの審議に際して反論の機会が与えられなければならない。
 - 一 タスクグループ活動の中立性、公正性に著しく反する行為を行った場合。
 - 二 タスクグループ活動に著しい損害を与えた場合。
 - 三 タスクグループが行うタスクグループ活動への貢献度の評価で貢献度が低いと判定され、しかもその後においても改善が見られない場合。

第6条（委員の代理者）

- 1 委員はやむを得ずタスクグループ活動を欠席する場合、同様な専門知識を有する者を代理者として指名することができる。代理者は委員と同じ権利を有する。なお、代理者がタスクグループに出席する場合は、タスクグループ主査の承認を必要とする。ただし、代理者が継続してタスクグループに出席する場合は、あらかじめ分科会長の承認を得なければならない。

第7条（タスクグループの開催）

- 1 タスクグループは必要に応じ随時開催する。
- 2 主査は、タスクグループの開催に当たっては、開催日時、会場、議題を1週間以上前に委員及び各議題の説明者に連絡し、公開する。また、必要に応じて説明資料を事前に配布する。
- 3 主査は、委員及び各議題の説明者以外の者がオブザーバとして参加を求めた場合、これを認める。
- 4 主査は、必要と認める時は、書面審議を行うことができる。

第8条（会議）

- 1 タスクグループは主査が招集する。
- 2 タスクグループは公開とする。ただし、主査は、委員の解任等人事に関する議案の審議で公開することが適当でない判断した場合、当該議案の審議の間に限って非公開とすることができる。
- 3 主査はオブザーバから意見を述べたいとの申し出を受けた場合、タスクグループの運営に支障のない限り、これを認めることができる。
- 4 タスクグループは議事録を作成しなければならない。議事録は、審議の経過を追跡可能な様式で記録し、求めに応じてすみやかに公表できるように保管しなければならない。

第9条（決議）

- 1 議案は、委員の3分の2以上が出席する会議において、挙手による決議を行い、出席委員の5分の4以上の賛成により、これを可決とする。また、挙手の代替として情報通信機器の機能を利用して決議をすることができる。

第10条（規約の改定及び廃止）

- 1 本規約の改定及び廃止は、委員会で審議の上、委員会規約第14条（決議）に定める書面投票により決議しなければならない。ただし、誤記の訂正のみの改定を行う場合については、別に定める手順で行うことができる。

附則

- 附則1 本規約は制定日から発効する。